

4. 防犯教室及び防犯避難訓練の実施計画の作成と評価

(1) 計画の作成

防犯教室、防犯避難訓練は、学校保健法で作成が義務付けられている学校保健安全計画のうち、安全に関する計画（以下、「学校安全計画」と言う。）に位置付けられる。学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多い。しかしながら、学校における安全管理は、安全教育と一体的かつ組織的に推進されてこそ効果が高められる。したがって、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全校的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

防犯教室、防犯避難訓練の計画は、学校安全計画のより詳細な実施計画として、具体的な日時、内容、方法等を明らかにし、作成する。計画に盛り込む内容としては、次のようなものが考えられる。

なお、子どもの発達段階や実態、地域の実情等を考慮して、想定や内容及び実施時期等を決定する、全校あるいは学年毎に実施する、臨時を含めて年に複数回実施するなどの工夫をすることが必要であることは言うまでもない。

【指導計画・指導体制】

- ア ねらいに応じた内容・項目、時期、実施の手順
- イ 対象、会場、日程や時間、実施回数
- ウ 教職員の具体的な役割分担
- エ 全校的な指導体制

【指導内容・方法】

- ア 具体的な指導内容
- イ 指導者
- ウ 指導に必要な教材・教具や資料、使用する施設設備等
- エ 事前指導及び事後指導の時期、内容等

【家庭や地域との連携】

- ア 実施について、保護者や地域諸機関への連絡や周知の方法
- イ 家庭や地域の関係機関・団体等との連携の内容と方法

【評価の観点と方法】

- ア 指導計画・指導体制の評価
- イ 指導内容・方法の評価
- ウ 家庭や地域との連携の評価
- エ 指導の成果の評価

また、指導計画の作成や内容、方法の決定に当たっては、子どもの発達段階や特徴を十分考慮する必要がある。文部科学省安全教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」では、子どもの発達についておおよそ次のように述べている。

子どもの時期は、心身の発育発達面からみると、一生のうちでも極めて劇的な変化と特徴をみせる時期である。こうした発達段階における特徴を考慮して防犯教室、防犯避難訓練を含む安全教育の内容を検討することが重要である。

○ 幼 児

幼児は、乳児期を経て、随意運動やコミュニケーション能力を確立しつつある自分のイメージ能力を十分に発揮し、外界と生き生きとした交流を図るようになる。こうした中で、親の日常的な保護を離れ始めたばかりの幼児は、まだ外界の危険との直接的な体験が少ないために、思わぬ事故に出会うことがある。そのため幼児は、親や教師の援助の下で、様々な危険の一つ一つに対し、自ら体験し、何が危険であることを理解し、それに対する基本的な対処方法を身に付けていくことになる。

この時期の幼児は、小学生や中学生などと比べ、身体発育や精神的機能の発達が十分でないばかりでなく、この時期独特の特徴を有している。安全という視点から幼児の特徴を挙げると、まず、この年齢が身体的苦痛や精神的恐怖など、身体の安全と心の安全（安心と不安）に関して最も敏感な時期である。幼児は、危険や恐怖に対し非常に臆病であるので、場面限定付きであるが、危険を理解させることによって、慎重な行動をとることができる。しかし、事故防止のために危険や恐怖を強調しすぎると、身動きができなくなり、行動のすべてが消極的となり、かえって危険判断や危険対処能力が身に付かなくなる恐れがあるので、バランスのとれた配慮が必要となる。また、幼児は危険や恐怖に対し臆病であるが、危険を予測する認知能力が不足しているために、事故に遭遇することが多い。教師や保護者は危険に対する注意を怠らないようすることが重要である。

なお、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）の幼児、気質的に活動水準の高い幼児など生得的に多動と注意力の不足を示す子どもについては、幼稚園、小学校、中学校などを通じて個別的な安全指導の計画を作成し、実施することが必要である。

○ 小学生

小学生は、保護者や教師のしつけを素直に受ける時期であり、家や学校のルールを身に付ける中で、大脳の抑制回路も順調に発達し、衝動的な行動は減少をみせる。低学年の児童は、まだ幼児の基本的な特徴を色濃く残しているが、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力も発達する。中学年、高学年の児童になると、「ひやり・はっと体験」を含む様々な経験を通して、危険に対する判断や対処能力が身に付いてくる。

小学生は、安全指導に対して習得の程度に個人差はあっても、一様に素直に受け止め、身に付けようとすることから、安全教育にとって最適な時期である。それゆえ、

身の回りの危険については、一通りの指導が可能であり、その効果は大きいといえる。逆にこの時期、安全教育の内容に著しい不足が生じると、その後の人生における安全にとって、大きな不利益を残すことになる。

○ 中学生

思春期を迎える中学生は、心身ともに大きな変化を示す。とりわけ、二次性徴の出現等により、生徒は自分のことを「子ども時代を卒業した存在」というようにとらえ、大人から子ども扱いされることに反発心をもつとともに、背伸びして大人っぽい行動を顕（けん）示しようとする。また、これまで身に付けてきた慣習や道徳、社会規範などに反発する者も現れる。他方、形式論理的に考える力も伸びてくるので、理にかなった教育が効果をもつようになる。

こうした特徴をもち始める中学生の安全教育においては、規則を守ることを強制したり、指示的な指導をしたりするよりも、安全規則を遵（じゅん）守することの意義や安全な行動をとることの理由を明確に示すことが大切である。具体的な場面を用いて、自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのか、その知識と技能に、まず目を向けさせることが重要である。

○ 高校生

高校生の特徴としては、中学生と比べると、「子ども卒業意識」から生じる大人への強い反発心は沈静化し、自分らしい生き方を模索するようになる。冒険心などから生まれる子どもっぽい危険行動は少なくなってくる反面、二輪車や自動車などを運転することに強い興味や関心をもつようになる。

高校生が模索する生き方とは、自分の興味・関心や能力・適性、性格あるいは家庭や地域などにおける「自分の生きる条件」に適応した自分らしい生き方であり、それは人から与えられるものではなく、自分探しの過程を経て自らが発見していくものである。高校生は、こうしたプロセスを経ることによって、模索している生き方を自分の納得できるものにつくり上げていくことができる反面、自分の興味・関心や自分の利害などに傾きがちになる。安全教育の立場からは、社会的貢献など、より大きな視点に立った生き方を促すことも必要になるといえる。

○ 障害のある（特別な支援を要する）子ども

現在の我が国は、ノーマライゼーションの流れの中で、障害のある人たちが、日常生活や学習上の種々の困難によって、一般の人々との間に生ずる社会生活上の不利益を受けずに生活ができる社会づくり、すなわち、心や環境のバリアフリーが求められている。

しかし、現在の社会状況において、あらゆる状況において危険が存在するため、障

害のある人たちが危険を回避し、自ら安全に行動をするためには、日常生活や学習上の種々の困難を改善し、または克服することが期待される場所である。障害のある人たちが安全な生活を送るためには、自らの力を最大限に生かし、危険から回避できる能力を育てることが必要となってくる。

従って、安全な生活を送るためには、様々な場面を想定し、危険に対する認知や、違いを見分けて区別する力、視覚・聴覚・触覚などの感覚器官の充実に図るとともに、とっさの危険からの回避に必要な瞬（しゅん）発力など、身体的な能力を高めることと、危険に対して予測できる能力の育成を図り、地震や火災等の緊急災害時に冷静に判断して適切な行動がとれるようにすることが大切であり、自他の生命の尊重や安全に関する態度の育成を図ることが重要である。

また、緊急時における障害のある人たちの避難経路や避難場所への誘導及び介助の方法などのマニュアルの作成と、緊急時に際して、自ら情報の発信や受信ができる力を身に付けさせることが必要不可欠となってくる。

（２）評価

① 評価の意義と内容

防犯教室、防犯避難訓練などの安全教育の評価を行うことは、一人一人の子どもが目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価は、子どもに安全教育を通じて安全に関する望ましい資質や能力、すなわち危険予測能力・危険回避能力等を身に付けさせ、その結果として事件・事故による被害を防止する事などができるようにするため、多様な側面から実施することが必要である。

特に、防犯教室や防犯避難訓練においては、子どもに、事件・事故による被害発生の主要因である危険につながる行動や環境（状況）について理解させるとともに、その危機意識の向上、実践状況について調べ、評価することは、危険予測能力・危険回避能力等を育成するための基礎といえる。例えば、危険予測・危険回避に関する知識、態度等は、安全教育を評価する上で重要かつ基本的な内容である。また、安全行動の実施状況を調べることも、直接的に事件・事故被害の防止につながり、貴重な情報を得ることができる。これらは、日常の生活における安全行動を反映することから、将来の生活においても重要な意味をもつ。

また、事前・事後指導の内容や方法、防犯教室、防犯避難訓練など具体の計画に盛り込まれた事柄が、適切に実施されたかどうかを評価することも不可欠である。実施した内容や方法が適切であったか、教職員の役割分担が明確か、校内の体制が確立し機能していたか、日程や時間に問題がなかったか、家庭や地域の関係機関・団体等との連携が図られていたかなどは、評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、

できるだけ速やかに改善を加えて実施することが必要である。

② 安全教育の評価の方法

評価の方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。質問紙法や面接法は、安全教育によって身に付けた知識や態度を知る上では最も一般的な方法であるが、質問内容の妥当性・信頼性を担保する必要がある、また、回答が主観的になる傾向がある。

教職員や外部の専門家（警察等）による観察法は、質問紙法による評価が難しい年少者に対しても行うことが可能な有効な方法であるが、観察した場面の行動が、その人や集団の行動全体を表すとは限らないなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが効果的である。

③ 評価項目

評価に当たっては、観点を明示した評価表などを作成して、各項目ごとに評価を行うことが望ましい。評価項目としては次のような内容が挙げられる。

【指導計画・指導体制】

- ア 盛り込まれた内容、実施の手順は適切であるか。
- イ 会場、日程や時間、実施回数は適切であるか。
- ウ 子どもの発達段階や実態、地域の特性等を反映しているか。
- エ 教職員の役割分担が明確で、無理がないか。
- オ 全校的な指導体制が確立され、教職員間の連携がとれているか。

【指導内容・方法】

- ア 具体の計画に盛り込まれた事柄が、適切に実施されているか。
- イ 内容に照らして、指導者は適切であったか。
- ウ 指導に必要な教材・教具や資料、施設設備等が整備されているか。
- エ 事前指導及び事後指導の時期、内容等は適切であるか。
- オ ねらいに照らして、実施した内容や方法が適切であったか。

【家庭や地域との連携】

- ア 実施について、保護者や地域諸機関に周知しているか。
- イ 家庭や地域の関係機関・団体等との連携が図られているか。

【指導の成果】

- ア 危険につながる行動や環境（状況）について理解しているか。
- イ 危険を回避する方法について理解しているか。
- ウ 危機意識が向上し、安全に行動しようとする態度が身に付いているか。
- エ 日常の生活で、様々な危険を予測し、危険を回避できる力が身に付いているか。
- オ 家庭や地域の安全に貢献しようとする態度が身に付いているか。